

商店街内空きスペースでの販売規約

以下、規約事項を必ずご熟読いただき、ご了承の上お申し込みください。

1. 出店による確認事項

<出店場所>

出店場所は、相談の上組合（奉還町商店街振興組合）が提示します。出店者は、出店場所をいかなる理由があっても移動・変更をしたり、その全部又は一部を他者と交換・譲渡・貸与などできません。

<出店料>

出店者には、出店料の負担をお願いしています。料金に関しては、下記を参考にしてください。

出店日数	出店料
1～10日	5,000円
11～20日	7,000円
21日以上	9,000円

※電源を使用する場合は、別途使用料をいただきます。

<電源>

組合から指定電源の使用を許可された場合のみ、現場電源の使用が可能です。

<給排水について>

給排水設備はありません。手洗いやトイレでの給排水は厳禁です。

<火気について>

火気を使用する場合は、事前に組合に申請して承認を得てください。火器の近くに必ず消火器を置いてください。

<飲食店営業について>

メニューは、お客様から見える場所に提示して下さい。メニュー以外の販売はできません。食品衛生管理上及び品質安全性などにおいて、販売に携わる者は食品衛生責任者を配置し必要な対策を講じること。

<物販について>

下記の販売を禁止します。

- ・動物・爬虫類・昆虫などすべての生き物
- ・賞味期限切れ、消費期限切れ商品
- ・アダルト商品や著しい暴力表現を含むメディアなど、公序良俗に反するもの
- ・盗品やコピー品、刀剣類及び危険物など法律や条例に違反するもの

- ・ 権利や資格が必要なもの、携帯電話などの別途契約が必要なもの
- ・ 出店の趣旨に反するもの
- ・ 組合が不適切と判断した商品

< 飲食・物販共通禁止事項 >

- ・ 販売する商品に関係しない販促行為・勧誘行為
- ・ 販売品及び出店に係る一切の責任を負うこととし、購入者に対して後日連絡が取れる体制を講じること
- ・ マイク・拡声器・スピーカーなどの使用
- ・ 出店場所から離れたでのビラ配布や呼び込み
- ・ 出店場所から離れた場所への看板や幟^{のぼり}などの設置
- ・ 一般道徳や常識上のマナーを逸脱した言動
- ・ 組合の承諾なく、決められた営業時間途中で営業を中止したり撤収する行為

2. 販売について

< 販売準備 >

- ・ 出店場所への搬入の際は、周辺のお客様に注意して下さい。
- ・ 商店街内を車で搬入する際は、最徐行で走行すること。
- ・ 決められた販売開始時間には確実に営業できる状態にする。

3. 出店の停止について

- ・ 出店の申告に虚偽がある場合
- ・ 商店街利用者に不利益を与えた場合
- ・ 商店街の信頼を毀損する場合
- ・ 組合の指示に従わない場合
- ・ その他、組合が不相当と判断した場合

4. その他

- ・ 搬入出時や出店場所で発生した事故やケガ・盗難や金銭の授受・売買に関するトラブルなどについて、組合は一切の責任を負いません。すべて出店者の自己責任において解決をお願いします。
- ・ 事故や災害発生時などの緊急・救急トラブル発生時には、組合の指示に従ってください。初動発見時は組合まで連絡を下さい。
- ・ 反社会的集団などによる不当要求被害が発生した場合は、速やかに最寄りの警察署に連絡をして下さい。
- ・ 当日の悪天候などで組合が中止を決定した場合でも、出店に関する費用・仕

込みや売り上げに関する費用などの補償請求は一切できません。

- ・ ブログなどでの言動には責任を持ち、伝聞や憶測による情報の投稿をしない。
- ・ 組合が無作為に出店場所のチェックをすることがあります。その際にルール違反やマナー違反と判断した場合は、改善を告知しますので指示に従ってください。